

Title	公共選択と参加システム
Sub Title	Public choice and participation system
Author	丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.1 (1981. 2) ,p.34- 50
JaLC DOI	10.14991/001.19810201-0034
Abstract	
Notes	特集：公共選択(Public choice) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共選択と参加システム

丸尾直美

1. 問題の提起

近代経済学の主流的立場にあった新古典派的総合の経済学では、経済決定の大部分は自由市場メカニズムによって自動的に行なわれ、例外的な場合にのみ政府が介入して政治的決定が行なわれると想定されるのが普通であった。

しかし、今日の先進諸国では公的介入をとまなり決定をはじめ、非市場的経済決定が広汎にみられるようになった。わが国の場合をみても、賃金決定、米価・社会保険診療報酬・薬価基準などの公共料金の決定、政府支出・税金・社会保険料の決定、新空港や鉄道建設にとまなり土地買収価格の決定、学費値上げなど、いずれも市場メカニズムによる自動的決定ではなく、政治的介入をとまなり決定が行なわれるのが普通である。しかもこの種の政治的介入をとまなり経済決定は、コンフリクト（紛争）あるいは甚しい遅延をとまなりことが多い。

この種の経済決定は、市場メカニズムによる自動的あるいは自律的決定と、純政治的決定とが混合する領域での経済決定であるといえる。今、市場メカニズムによる自律的決定の領域を図1の向って右側の円のAであらわし、純政治的決定が基本的には代議制民主主義によって行なわれると想定して、そのような政治的決定が行なわれる領域を左側の円のBであらわすと、混合決定領域は、両方の円の重なり合う領域Cであらわすことができるであろう。

今日の先進諸国の経済は著しく混合経済化している上に、経済組織が大規模化している。したがって経済決定の中で、混合経済領域で行なわれるものと、組織の内部で行なわれるものの比重が高くなっている。それにもかかわらず主流の経済学ではあたかも経済決定の大部分が市場メカニズムで自律的に行なわれるかのように想定されてきた。他方、政治的決定と思われる決定の中にも経済的需給関係など経済メカニズムに影響される決定が非常に多い。しかし、市場システムの市場メカニズムと政治システムの民主主義については無数の研究があるのにたいして、混合領域については、そのシステムがどのようなものであり、その混合領域での決定がどのような原理とメカニズムによって行なわれるかの研究は非常に少なかった。このことが今日の経済的諸問題の解明と解決に経済

学が有効でなくなってきた一つの理由であろう。

そこで経済学の有効性を回復するために二つの方向の主張が考えうる。一つは、経済への政府介入が大きくなり、経済組織の規模も大きくなりすぎたために市場メカニズムの機能する領域が小さくなったのだから、市場メカニズムの機能を回復するためには、経済への政治介入をできるかぎりなくし、同時に経済組織の規模を小さくすればよいという主張である。この主張は図1のCの領域をミニマム化せよとの主張だといってよかろう。新自由主義はこうした方向での問題解決を主張する。たしかに今日の先進諸国では近年、経済への安易な政府介入が行なわれ、市場メカニズムを必要以上にそこなり場合が少なくなかった。それだけに新自由主義の主張には一理ある。

しかし、かといって自由市場と私有制の経済に復帰すれば問題が解決されるものでないことは市場の欠陥と私有財産制の欠陥についての無数の経験と研究が明らかにしているとおりであるし、大規模組織の解体も規模の利益その他の現実的要因を考えれば実行可能性の乏しい方向である。そうであるとすれば、市場システムの機能する領域(図1のA)をできるかぎり拡大しつつも、図1のCの混合領域の経済決定に関してはこれを合理的に行なうシステムとそのメカニズムを研究し適用するしかない。

幸いこうした要請にこたえる新しい理論が生じてきている。公共選択論、参加システム論、組織の理論などがそれである。公共選択論は、政治行動の経済学的解明も行なうが、公共選択論の中核を成すJ・M・ブキャナンやG・タロックなどの社会契約の論理は、図1のCの混合領域の経済問題決定の論理としても有益である。

これにたいして組織の理論や参加のシステムの理論は、市場システムへ政府が介入する混合経済システムについての理論というよりも組織の編成原理や組織内部での決定の理論であるが、非市場的な経済決定のシステムとメカニズムの解明だという点で、公共選択論と共通するものを持っている。ことに参加のシステムは、市場メカニズムに政府が介入する混合経済問題の決定にも、組織内部での決定にも等しく適用できるシステムであり、その論理と機能は公共選択論の社会契約論と極めて密接な関係がある。というよりも参加システムの基本的決定原理の1つは社会契約的原理だと

図1 市場システム、政治(代議制)システム、参加システムの関係

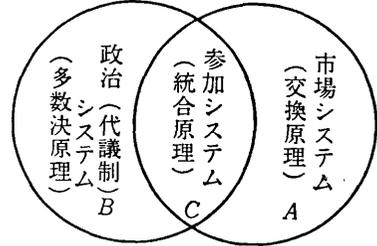
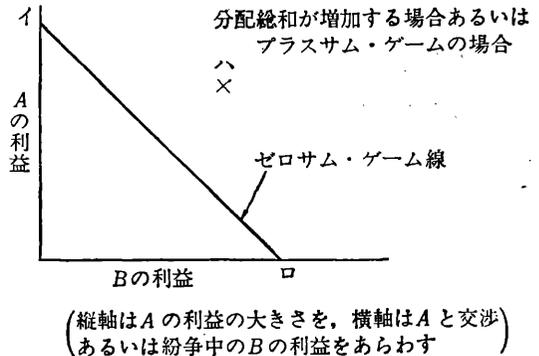


図2 ゼロサム・ゲームとプラスサム・ゲーム



というのが筆者の考えである。

参加システムこそ、交換原理を基本原理とする経済の市場システムと、多数原理を基本原理とする代議制民主主義を補完する第三の決定システムであるが、この第三の決定システムが補完されてはじめて、今日の経済の混迷解決の道が見出されるであろう。また、参加システム論を内蔵する経済理論こそ今日の先進諸国の経済的難問であるスタグフレーションや財政赤字問題解決の方向を示すことができるであろう。

本稿の目的は、従来、独立に研究されてきた公共選択論の社会契約論と参加システム論とを統合して、第三の決定システムともいべき参加システムの特徴とその決定原理を明らかにしようとするものである。

2. 参加システム要請の根拠

最近、話題になる経済書の中には新しい経済決定システムの必要性を主張するものが目立つが、このことも従来の二大決定システムである自由市場システムと代議制民主主義システムを補完し、部分的にはこれにとって代る新しい決定システムが必要なことを示唆している。J・M・ブキャナン等、社会契約論者の二段階社会契約決定方式の主張をはじめ、ジャーナリスティックな本の中にもそのような指摘が目立つ。たとえばトフラーの新著『第三の波』（1980年）の中で代議制民主主義の危機のもと権力の空洞化が生じていると指摘して、「適正な規模」と「相異なる政策を統合する能力」を持ち、「適正なスピード」で、「社会の多様性を反映」する決定が行なえるような新しい決定機構が必要だと主張しているが、⁽¹⁾そのような決定機構こそ、正に社会契約型決定を行なう参加システムにはかならない。トフラーもこのことに気づいており、新しい決定方式の一つとして社会契約的「交換」に類した方式が必要であろうと示唆している。⁽²⁾

社会契約的原理を基礎とする参加システムが今日の先進諸国で強く要請されるようになった理由としては、既に述べたように、①混合経済化と経済組織の大規模化が進んだことのほかに、②人々の価値観と社会集団が多元化し、強力になったこと、③経済成長が鈍化して「ゼロサム社会」化したことの3点が重要である。

①については既に述べたとおりである。すなわち市場システムと政治システムとの重なり合う領域が必要になるのは、市場システムだけで決定すると、外部経済・不経済、規模の利益の場合などの市場の欠陥（マーケット・フェイラー）問題や分配の公正、経済均衡の維持などの問題を合理的に解決できないからこそであり、したがって市場決定に委ねることはできないからである。かといっ

注(1) アルビン・トフラー著、徳山二郎監修、鈴木健次・桜井元雄他訳『第三の波』日本放送協会1980年刊594頁参照。

(2) 同邦訳書608頁参照。

公共選択と参加システム

て代議制による政治決定に委ねれば、民主主義的には決定できるとしても、経済決定の基本的要請であるパレート最適の基準をみたすことができない。なぜかといえば多数決決定は通常の場合、決定に敗れた者の状態を悪化させるからである。従来の近代経済学では、「《市場の失敗》が存在するときの唯一の解決は投票による配分であるとの誤れる結論が、明示的あるいは暗黙裡に、安易に導かれた⁽³⁾」ものであるが、民主主義とパレート最適という二大決定システムの二つの基本基準を両立させるためには、参加システムによる社会契約的決定による補完が必要とされるのである。

②の多目的価値目的を多目的集団が選択する場合、多数決の民主主義原理で決定することはますます合理的でない。合理的でないという意味は、パレート最適と矛盾するという①の意味に加えて論理的に矛盾する結果を生む確率が大きくなるということである。このことを示したのが、K・アローとA・K・センの投票の逆理と不可能性の定理であり、この理論が明らかにしたように、選択目的と選択主題の数が多くなるほど、投票の逆理が生ずる確率は大きくなる。

③の経済成長が鈍化すれば「ゼロサム社会」化して、問題解決に社会的合意を得にくくなることは、レスター・サローの『ゼロサム社会』（1980年）が提起している問題である。ゼロサム社会とは、社会の構成員間の分配が図2のイーロ線上のような関係になり、一方の分配を増やすためには他方の分配が減らされるような社会である。経済が実質成長していれば、すべての人々が絶対額で利益をもたらすつまりベターオフする解決をもたらす（図2のハの点はその場合である）ことは比較的容易である。ところが経済成長が静止して、1人当たりの実質分配が増えなくなれば、多くの政策は社会の何人かの状態を悪化させることになり、したがって「強力な少数派の拒否のため全般的福祉改善のプログラムが発足できない」。そして「何人も解決を示す能力を持たず、いかなる解決も普遍的合意を得ることができない」ような状態が生ずるとサローは警告している⁽⁴⁾。このような場合にプラスサム・ゲームを可能にするためにも参加システムが必要とされるのである。

市場システムにも多数決原理の民主主義にもそれぞれ内在的欠陥があるが、今日の先進諸国に顕著にみられる上記の三つの事情のため、市場システムと代議制民主主義という二つのシステムの組み合わせだけによっては、パレート最適と民主主義を両立させることが益々困難になっている。

そこで他の解決法もいろいろ検討されるが、他の解決法として考えられるもののうち、①独裁は民主主義とパレート最適の両方に反する。②団体交渉も囚人のジレンマのような逆理を生じやすい⁽⁵⁾。③愛と理解による家族的統合は、小集団内でしか成立しない。その他単純多数決民主主義を修正したウェイト付き多数決方式など種々の提案があるが、いずれも例外的なケースとしてしか民主主義

注(3) Bruno S. Frey, *Modern Political Economy*, Martin Robertson & Company 1978. 加藤寛監訳『新しい経済学』ダイヤモンド社1980年刊12頁。

(4) Lester Thurow, *Zero Sum Society*, Basic Books, 1980, p. 9.

(5) 団体交渉による問題解決が囚人のジレンマ問題などのため、パレート最適的最適解をもたらさない理由については、たとえば Hans van den Doel, *Democracy and Welfare Economics*, Cambridge University Press, 1978, Chap. 3 "Negotiation"参照。

とパレート最適を両立させることはできない。

参加システムという第三の決定機構の導入が要請されるのはそのためである。勿論、参加システムにもいろいろな難点があるので、参加システムが導入されたからといって民主主義とパレート最適を常に満足させる解がえられるというわけではないし、ましてや今日の経済的難問であるスタグフレーションや財政赤字問題などがただちに解決されるというわけではないが、少なくともそうした方向へ大きく前進できる。本稿はこのことを示そうとするものである。

3. 参加システム・市場システム・

代議制民主主義システムの相違点

参加システムは、図1が示すように今日の二大決定システムの市場システムと代議制民主主義システムの両方のシステムが重なり合う混合領域のシステムであり、したがって両システムの原理に類する原理をも持つ上に、参加システム固有の原理を持つ。すなわち三つの原理を持つといえる。

参加システムの第一の原理は、政治システムの原理である民主主義の原理である。参加システムの伝統には産業民主主義の理論があるが、産業民主主義とはG・D・H・コールやウェップ夫妻などが言うように、政治面での民主主義の経済と産業領域へのアナロジカルな拡充であるという性格を持っている。

しかし、参加システムに適用される民主主義の原理は多数決原理ではなく、全員一致による合意を原則とする民主主義の原理である。産業民主主義にはそのほかにも政治民主主義と異なるいくつかの特徴があることはしばしば指摘されているが、⁽⁶⁾決定原理としては上記の点が重要である。表1は市場システムと代議制民主主義システムとを対比して参加システムの特徴を示したものであるが、本稿で重視するのは、制度や構成の違いよりもその決定原理と機能の独自性である。

4. 参加システムの三つの原理

参加システムの第一の原理は交換原理である。交換原理は市場システムの基本原理である。代議制政治システムの多数決による決定は、投票に敗れた側は政治的外部不経済ともいべき犠牲を受ける上に、官僚介入などによる載量的決定が強制されるため、決定に服する者の中に福祉状態が悪化するものが生ずるが、市場システムの交換原理による決定は、原理的には当事者双方がベターオフ（改善・良化）するところにその長所がある。つまり交換の場合には、買ったほうは、売った財

注(6) たとえば Hugh Clegg, *Industrial Democracy and Nationalization*, Basil Blackwell, 1956. F・F・M・ダービン著、社会思想研究会訳『民主社会主義の政治理論』社会思想研究会 1957年刊 参照。

公共選択と参加システム

表1 市場システム、代議制民主主義システム、参加システムの相違点

決定システムの種類		決定システムの特徴	代議制民主主義システムによる政治決定	市場システムによる自律的決定	参加型委員会システムによる委員会決定
㊤ 決定の主体の特徴	決定参加者		選挙によって選出された代議員および官僚	財およびサービスの消費者および供給者	社会集団の代表、学識経験者（専門家）など
	決定機構の構成員、数		委員会よりは多数	不特定多数	少数構成の委員会（当該問題についての専門家を含む）
㊤ 決定の原理と手段の特徴			多数決原理	合意による取引（交換） イデオロギーや社会集団の利益から独立	原則として全員一致 「社会契約」（非貨幣的要因を含む一種の交換）による合意の形式
			構成員間の人間的コンタクトはあるが参加システムほどでない	人間的コンタクト少ない インパーソナル	人間的コンタクトとコミュニケーション多い
㊤ 決定結果が当事者の効用へ与える影響			政治的負の外部性（犠牲）と強制あり	政治的負の外部性原則としてなし	負の外部性と強制の極小化を原則とする
			一方がベターオフし、他方が悪化することが多い（パレート最適の条件をみたさない）	双方ともベターオフする（パレート最適への接近）	双方ともベターオフする（パレート最適への接近）
その他の長所				決定の恣意性や政治権力の介入を避けることができる	参加者の学習効果とコミュニケーションにより、統合性が高まる

やサービスの効用以上の効用ともたらす金を受けるから売るのであり、買ったほうは、購入した財とサービスが支払うお金以上の効用を彼に与えると思うから買うのである。つまり、消費者は買った商品の限界効用が支払った金の限界効用を上回っており、消費者余剰があると思うから買うのであり、売るほうは、商品を売ることによる限界収入が限界コストを上回ると思うから売るのであり、かくて双方の利益が一致して交換がコンフリクトなしに成立するのである。実際には期待した効用が得られないということもあるが、少なくとも取引の時点では、双方とも状態がベターオフ（改善）すると考えられるから、双方合意の上で交換あるいは取引が成立するわけである。

しかし、交換は市場での金銭的取引に限らない。一般に組織が成立する場合にも、何らかの「交換」があるはずであるとみられている。チェスター・I・バーナードによって示唆され⁽⁷⁾、サイモンによって定式化された誘因（Incentive）・貢献（Contribution）の均衡（IC均衡）によって労使間の

注（7） チェスター・I・バーナード著、山本安次郎他訳『経営者の役割』ダイヤモンド社 1968年刊。

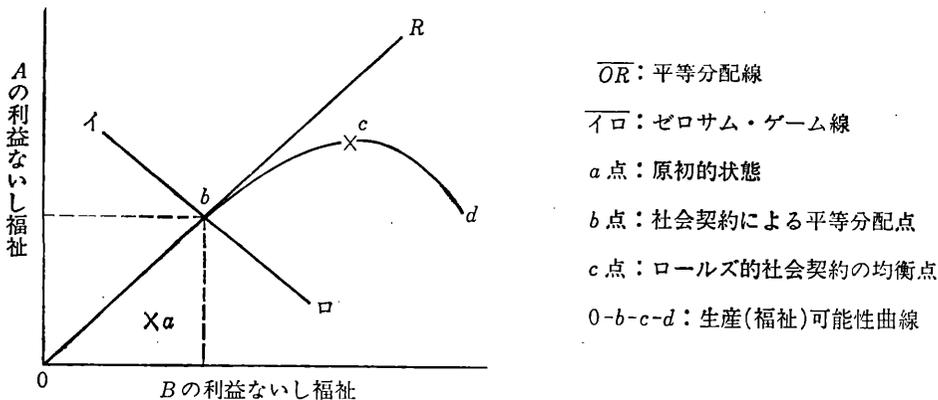
雇用関係をはじめ種々の組織も成立するとの見方も、労使間に義務の相互交換があるとの解釈である。もっと古くはマリー・パーカー・フォレットが交換による統合の原理を主張している。フォレットはコンフリクト(紛争)処理には支配、妥協、統合(インテグレーション)の三つの方法があるという。支配は一方が全面的に犠牲になり、妥協は双方がそれぞれ幾分犠牲をしのぶことになるが、統合の場合には双方の希望が達成されるという。すなわち「二つの要求が統合されているということは、二つの要求のいずれもが何ら犠牲を払うことなく、双方の要求がみたまされる (find a place) 方法で解決されることを意味している。」⁽⁸⁾

近年になって公共選択論のJ・M・ブキャナンやG・タロックによって提唱されている社会契約的解決も当事者双方をベターオフさせる一種の「交換」による問題の解決法だという点ではパーナード・サイモン流の組織の理論やフォレットの統合原理と通ずるところがある。実は政治システムと市場システムの混合領域の決定機構である参加システムの原理を特徴づける原理の一つもこの非市場的「交換原理」にある。

ただし、参加システムでの交換は市場におけるインパーソナルな不特定多数との交換ではなく、パーソナルなコミュニケーションと論議を経た後の交換であり、また、必ずしも金銭授受をとまわらない交換であるという点で、市場システム下の交換とは異なる。

交換原理による社会契約的合意形成は、利害対立的な問題に関しても、双方の状態をベターオフさせる合意形成を可能にする。当事者間の交換によって双方がベターオフする上に、双方が協力することによって分配分総額が増える場合には、とくにそうである。J・ロールズによって提起された格差原理あるいはマクシミン原理による分配問題の解決はそういう方向を示唆するものとしても注目される。図3はJ・M・ブキャナンが用いた図を利用して分配問題についての社会契約的合意

図3 社会契約の原理



注(8) H. C. Melcalf and L. Urwick, ed. *Dynamic Administration, the Collected Papers of Mary Parker Follett*, New York and London, , 1941, p. 32. 同様のことはL・アーウィック編、齊藤守生訳『フォレット経営管理の基礎』ダイヤモンド社 1963年刊 128~129頁の薬利重隆教授の解説に述べられている。

公共選択と参加システム

形成の可能性を示唆したものである。この図の縦軸はAの分配分ないし福祉を、横軸はBの分配分ないし福祉をあらわす。a点はオリジナル・ポジションであり、b点は社会契約によって双方の総分配分が増えた場合、その分配分を平等に分配した場合を示す。もし両者がこの分配分を単純に分配し直す場合には、一方の状態がよくなれば他方の状態が悪くなるのでイーロ線上の分配になる。つまりゼロサム・ゲームであり、両者の利害は分配に関しては対立するしかないように見える。しかし、両者が格差原理を受け入れて、格差はそれが両者双方の利益につらなる場合——つまり格差により相対的には分配分が小さいほうの分配分を受ける者の分配分も増える場合——にのみ正当化されるものとすれば、格差が増大しても双方の状態はベターオフ、パレート最適の条件をもみたすことになる。この場合、ABともに社会契約によって格差原理を受け入れて、双方の状態は良化することになる。

このように参加システムにおける決定原理は、第一に市場システムの決定原理である交換原理を非市場的決定にアナロジカルに適用した交換原理であるといえる。

第二に、参加システムは、政治民主主義の原理を経済・産業面に拡充してアナロジカルに適用した民主主義の原理を持つ。参加システムの理論の一つの支柱は産業民主主義論であるが、産業民主主義論者のウェッブ夫妻やG・D・H・コールが主張したように、産業民主主義は民主主義原理の経済・産業面への拡充適用しようとするものだからである。

しかし、参加システムは諸決定を社会の構成員の意志に基づいて討議決定するという点では民主主義の原理に立つ。しかし、決定方式は多数決ではなく、全員一致方式による合意を原則とするが、交換原理は、多数決によらずに合意を形成することを可能にする原理である。

市場システムと政治システムの混合領域に適用される参加システムの決定原理はこのように、市場システムの交換原理と政治システムの民主主義原理をアナロジカルに適用して総合化したものである。

それでは参加システムには、固有の決定原理はないかというところではない。参加システム固有の原理ともいえるものがある。それが社会学的意味での統合（インテグレーション）の原理であろう。先述のようにフォレットも統合の原理という言葉を用いているが、フォレットのいう統合の原理はどちらかという交換原理に近い⁽⁹⁾。ここでいう統合原理とは、参加するメンバーが互いに人間的交流と情報のコミュニケーションを通じて、知識と情あるいは人格的面でも理解を深め、共通の知識と共通のモラルを持ち協力的に問題を解決しようとする原理である。すなわち、人間的交流を通じて情的あるいはモラルの面でもある程度の一体感があり、協力しようとするところに統合の一つの

注(9) フォレットの統合の原理を交換原理の一種と解したことに三戸公教授から疑問が提起された。たしかにフォレットの統合の原理には、人間的要素も含まれているものと解されるし、交換というよりもジテンゼであるといえるかもしれないが、当事者双方がベターオフするプラスサム・ゲームであるという点で、交換原理としての性格を持つといえるであろう。

特徴がある。もう一つの特徴は、知識と情報の交換を通じて相互の理解を深め、学習することである。キャロル・ベートマンは民主主義をJ・シュムペーター型の代議制民主主義とA・ルソー→J・S・ミル→G・D・H・コールの流れを汲む参加型民主主義に分けており、参加型民主主義には学習効果があるという。すなわち「参加の過程自体が発展し育っていき、個々の市民は参加するほど、よりよく参加できるようになる⁽¹⁰⁾」といているが、参加システムにおいては交換原理だけでなく、人間的交流と学習効果を通じて、民主主義的に全員一致の合意を形成していく。ここに多数決原理に依拠する代議制民主主義と異なる点があるといえよう。

5. 社会契約的決定の適用例

参加システムによる社会契約的決定は、企業内の労使協議会などでは日常的に行なわれていることであるが、これまで述べた原理の具体的な応用可能性を示すために、国民経済的レベルでの社会契約的決定としてよく知られる賃金・物価・減税等の社会契約的決定の例と、最近わが国で話題になっている定年延長・年功賃金体系と退職金支給基準改訂に関する社会契約的決定の例をとりあげて、それぞれの場合の合意形成のメカニズムをより現実に即して説明することにしよう。

社会契約的な賃金・物価・社会保障・減税等の同時決定方式は、1974年のイギリスで行なわれて国際的に注目をあびたが、これに類する社会契約的賃金等のパッケージ解決はスウェーデンをはじめとする北欧諸国ではかなり定着した制度になってきている。もし賃金引き上げ問題だけを労使双方で争って、賃金が大幅に引き上げられれば労働側は利益になる（少なくとも一時的には利益になる）が、経営側は損になり、ゼロサム・ゲームになる。すなわち先の図2のイーロ線上的取引になる。ところが賃上げ、物価安定、労働者の所得税減税あるいは社会保障等の移転所得改善の三つの項目を同時決定する社会契約的決定の場合には、労使間の決定がプラス(Positive)サム・ゲームになる可能性がある。表2はそのような場合を示すために労使の損得を数字化できるものと想定した上で仮説的な数字例であらわしたものである。この場合、労働側は賃上率を抑制することによってマイナス5の損になるが、経営者側と政府が賃上げ抑制の引き替えとして物価と雇用の安定を約束して、この点でプラス4の利益を得て、さらに政府が労働者の賃上げ分の限界税率を引き下げることによってプラス3の利益を得ることが確実であるとすれば、そして労働側が合理的であればこのような社会契約を労働側は受け入れるであろう。

この場合、労働側は賃上げ抑制という点で損をし、経営側は物価・雇用安定の努力のため損をし、政府は減税と福祉支出で財政収支が苦しくなって損をしているので、一見、「三方損」にみえるのが、総合的に大きな観点からみると、「三方得」になっている。すなわちこの例の場合、労働側では物価・

注(10) キャロル・ベートマン著、寄本勝美訳『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部 1977年刊 77頁。

表2 社会契約的決定の例

選択対象 選択の主体	賃上げ (抑制)	物価・雇用 (安定)	所得税減税 または福祉 政策の充実	計
労働側	-5	+4	+3	+2
経営者側	+5	-3	-	+2
政府	+1	+4	-3	+2

雇用の安定と減税または福祉政策の充実の利益が賃上げ抑制による損失を上回り、経営側では賃上げ抑制によるコスト圧迫の緩和で利益を得、政府は減税と福祉支出拡大という点では財政収支に苦しむ

が、賃上げ抑制で公務員の賃金コストを節約できるし、それに物価と雇用の安定という国民経済的利益は政府の利益とみるべきだろう。この場合、賃上げ抑制だけであると、スタグフレーション期には、消費需要を減少させ不況を悪化させる恐れがある。ところが、減税と福祉支出拡大を組み合わせを行えばその恐れも少ないので、このような政策の組み合わせは、賃金コスト・インフレと需要不足デフレの組み合わせから生ずるスタグフレーション期には国民経済の安定にとっても好ましい。すなわち、まず労働者にとっては名目賃金の増加でなく、再分配後の可処分実質所得の増加が満足いくものであればよい。だから、次式(1)の ΔW （名目賃金の増加）でなく、 ΔW^* （再分配後の実質可処分所得の増加）が問題である。したがって名目賃金増加 ΔW と移転所得の増加プラス減税の組み合わせを選択できる。いま図3の $a-b$ 線上が労働者の再分配後の実質可処分所得増加 ΔW^* が同額となる ΔW と $(\Delta B - \Delta T)$ の組合せを示すとすれば、労働者はこの $a-b$ 線上の組み合わせのどこを選んでもよいということになる。そうであるとすれば、コスト・インフレで需要不足型の

$$\Delta W^* = \frac{\Delta W + \Delta B - \Delta T}{P} \quad (1)$$

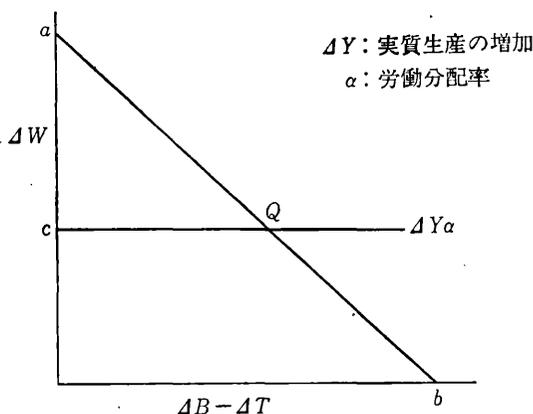
ただし ΔW^* : 労働者の再分配後の可処分実質所得の増加分
 ΔW : 名目賃金増加分, ΔB : 労働者への社会保障などの移転所得の増加分
 ΔT : 労働者への税金の増加分, したがって減税のときは $-\Delta T$ はプラスになる
 P : 物価指数

スタグフレーションの場合には、賃金コスト・インフレの抑制と総需要拡大という点からみて好ましい点を $a-b$ 線上から選ぶのが合理的である。労働者にとっては短期的直接的には無差別であるだけでなく、長期的にはスタグフレーションを克服できるので社会にとっても労働者にとっても利益になるからである。賃金コスト・インフレ抑制という観点からみれば、分配率一定の想定のもとでは賃金上昇率と実質生産上昇率が等しくなることが好ましいから図4上の $c-\Delta Y a$ 線に等しい賃上げと $(\Delta B - \Delta T)$ の組み合わせ(Q点)を選ぶことが好ましいということになる。さらに需要拡

注(1) $\frac{\Delta W}{W} = \frac{\Delta Y}{Y}$ のためには $\Delta W = \frac{W}{Y} \Delta Y$ であればよいから、図4上のQ点はその条件をみたす点である。

大という観点からみるとQ点が最適の組み合わせになるとはかぎらないので、需要拡大を重視するか賃金コスト・インフレ抑制を重視するかによってどちらにとって好ましい点をa-b線上の点から選択することが必要になるが、他の政策手段をも組み合わせれば、労働者の再分配後の実質可処分所得増加には無差別で、スタグフレーションを解決あるいは減少させるう解決策を見出すことも可能であろう。

図4 社会契約的賃上げ決定



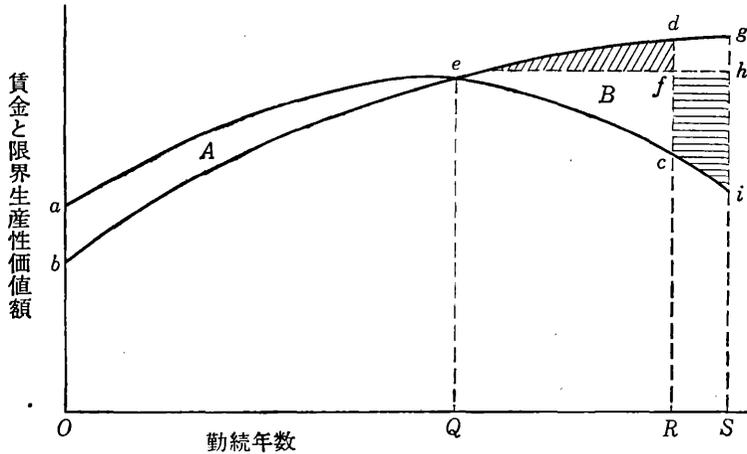
このように一見、「三方一両損」的にみえる解決の場合にも、実は大局的総合的観点からは、当事者すべてができる限りベターオフするような解決を見出せるところに社会契約型参加システムのエッセンスがある。1974年以降、イギリスで試みられた社会契約的賃金決定も、スウェーデンで近年、賃上げ協定のたびに行なわれているパッケージ・ディールも正にこのような特徴を持ったものであった。ことに1978年にスウェーデンで行なわれたパッケージ・ディールは、①賃上げ幅の自制、②閾値（Threshold）協定的な物価安定の約束（物価上昇の閾値を設定して、物価上昇幅をそれ以下に抑えることを政府も経営者も努力することを約束し、もし実際の物価が一定期間後にその閾値を越えた場合には、追加賃上げを認める方式であり、日本流にいえば一種の二段階賃上げ方式に近い）、③限界税率の調整による勤労者の減税の組み合わせによってかなりの成果を挙げた。1978～79年のスウェーデン経済が一時的とはいえ、それ以前のスタグフレーションから立ち直り、4～5%の経済成長を実現できた理由の一つはこの社会契約的パッケージ・ディールによる控え目な賃上げにあったとみられている。

このような社会契約賃金決定を社会契約会議のような形で制度化すれば、それは社会契約的参加システムとなる。

社会契約的パッケージ決定の最近のもう一つの例は定年延長と年功賃金体系および退職金支給基準手直し等の同時的解決である。

わが国の大企業では、定年までの終身雇用制と年功賃金および退職金支給は制度化された慣行となっている。この制度化された慣行は、法制化されてもいないし、労使間で必ずしも明文の協約にはなっていないが、労使間の暗黙の契約である。したがってこの制度化された慣行を変える場合にはそれだけの根拠が必要であり、労使間の合意が必要である。定年延長にとまらぬ賃金体系および退職金支給基準の手直しの場合には、一方で会社側では定年延長にとまらぬ負担が増え、労働側が利益を得るので、他方で、労働側が年功賃金体系と退職金支給基準の手直しに応ずるといふ一種の社会契約（あるいはギブ・アンド・テイクという交換）的合意を成立させることは合理的である。

図5 年功賃金体系と生産性



賃金体系と退職金の支給基準を手直しすることは、それ自体では高年労働者には不利であるが、定年延長の利益がその不利を相殺して余りあるものであるならば、これを受け入れることは労働側にとっても有利な「交換」である。たしかに日本の雇用慣行では、図5に示すように若い頃（図のQ点よりも向って左側）には労働生産性（厳密には限界労働生産性価値額）の大きさ（図のac線）以下の賃金（bd線）しか支給されないが、中高年になってからは逆に生産性以上の賃金を得ることにより、若いときの不利益を中高年になってからの利益が相殺するという形になっている。すなわち図の上ではA（三角形abe）の大きさが物価水準や利子を考慮に入れた上でB（三角形ecd）に見合う形になっている。したがって、現状のままの定年（R点）で、年功賃金体系をed線からef線へと手直しをすれば、中高年労働者は三角形efdの部分（斜線の部分）だけ損をすることになる。しかし、定年がR年からS年にまで延長されれば労働者は四角形fcihの部分（横線の部分）に見合う利益を得る。したがって損をすることより得をするfcihの部分の大きければ、労働側は定年延長と年功賃金の手直しの「交換」に応ずることは合理的だということになる。

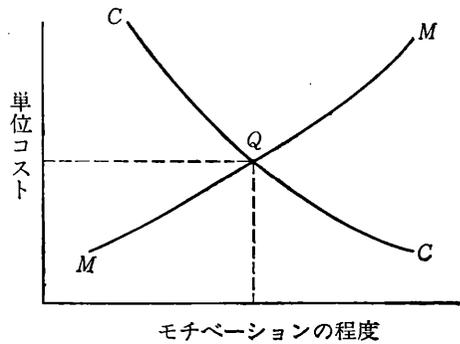
6. 参加による統合とスタグフレーション

参加システムによる社会契約的（すなわち交換原理による）決定がスタグフレーションの解決あるいは緩和に役立つことは既に述べたが、参加システムの統合機能はスタグフレーションの克服を一層可能にする。

近年スタグフレーションの説明と対策に関してはマネタリストの説明と社会派インフレ論者の主張が有力であるが、⁽¹²⁾参加システムの統合機能論は；この社会派インフレ論の一つの論拠を与えること注(12) 社会派インフレ論の主張については拙稿「もう一つのスタグフレーション論」（『経済セミナー』1980年10月号で紹介した。

とも役立つであろう。社会派インフレ論によれば、今日の先進諸国のスタグフレーションの重要な原因は労働生産性が上昇しないあるいは低下するとき、賃金などの名目所得が生産性上昇率を無視して大幅に引き上げられるからであるが、生産性の向上と賃上げ圧力の大きさが人間のモチベーションによって左右されることが次第に注目されるようになってきている。1980年8月のIEA(国際経済学会)のメキシコ大会で発表されたH・ライベンシュタインの報告

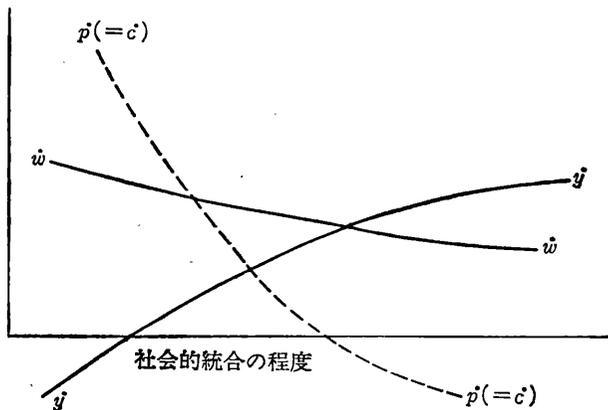
図6 ライベンシュタインの図解



「インフレーション・生産性・失業へのX効率アプローチ」⁽¹³⁾はまさにモチベーションとインフレーションとの関連を定式化したものであり、社会派スタグフレーション論発展の一つの方向を示唆するものとして注目される。ライベンシュタインはX効率論の提唱者として知られているが、X効率とは主として働く人々のモチベーションとか競争圧力によって左右される効率のことである。ライベンシュタインはこのX効率が低下すると、生産性が低下し、生産物単位当たりのコストが高くなってこれがインフレあるいはスタグフレーションの原因になるとみる。ライベンシュタインは生産物単位コストをモチベーションの関数として(2)式と図6のC-C線のよう

図7 参加の程度、社会的統合の程度、インフレ率の関係

の線として表わす。



$$C=f(M) \tag{2}$$

$f' < 0$ (CはMの減少関数である)

$$M=M(C, E) \tag{3}$$

$M_C > 0$ (MはCの増加関数である)

[ただし、C:コスト, M:モチベーション, E:企業環境]

このことは、企業環境など他の条件を一定と想定すると、ある段階までは、単位コストはモチベーションが高まるほど小さくなる(減少関数)ことを意味する。

注(13) H. Leibenstein, "X-Efficiency Approach to Inflation, Productivity and Unemployment," 1980. この論文は未公開であるが、X効率がインフレ率を左右することに関してはライベンシュタインの近著 *Inflation, Income Distribution and X-Efficiency Theory*, Croom Helm, London, 1980に述べられている。

公共選択と参加システム

他方、(3)式と図6の $M-M$ 線はモチベーション（この場合は主として経営者のモチベーション）が単位コストによって動かされ、単位コストが大きいとこれを低下させようとのモチベーションが高まることを示している。また、この式の E は競争圧力の有無などの企業環境を表わす。たとえば競争圧力が強いときは、独占のときに比べて単位コストを下げようとのモチベーションが働き、図の $M-M$ 線を右下方にシフトさせる。 $C-C$ 線と $M-M$ 線の交わる点が一種の均衡点である。

このようにモチベーションと競争圧力は単位コストの大きさを左右するが、この二つが低下すると X 効率が下がり、生産性と生産高が停滞すると同時に単位コストの上昇により物価が上昇する。つまりスタグフレーションが発生するというわけである。

モチベーションでコスト・インフレを説明するライベンシュタインのインフレ論は、社会的統合性（インテグレーション）の如何でインフレ率が左右されることを示した筆者の社会的インフレ論と共通するところがある。筆者のモデルは、ライベンシュタイン等が重視する社会的統合性というモチベーションに左右されることの大きい要因と、ワイントラップなどの所得インフレ論⁽¹⁴⁾とを統合したモデルであるが、この社会的統合性を民主的方法でもたらすためには参加システムを生かして、参加システムの先に述べた三機能を働かせることが必要であるというのが筆者の主張したいことである。つまり参加システムを導入してこれを有効に機能させると、社会的統合性が高まり、社会的統合性が高まるほど、他の条件が等しい場合、次に述べるような理由でスタグフレーションを免れるというわけである。

まず労働生産性の上昇率を y とし、これが企業や産業における社会的統合性（これを I と表わそう）の程度に左右されるものとみる。多くの日本の企業のように、労使間および従業員間のコミュニケーションと人間的ふれあいが密で、労使間および従業員間の協力関係が強く、労働者が企業に一体感を持つような企業では、他の条件が等しいとき、労働生産性向上率が大きく、他方、イギリスやイタリアのように同様の意味での社会的統合性の弱い国の企業では、生産性向上率が低い。したがって(8)式と図4の $y-y$ 線のような関係が想定される。

$$\dot{y} = f(I, E, x) \quad (4)$$

$$f_I > 0 \quad (\dot{y} \text{は } I \text{ の増加関数である})$$

この式の I は社会的統合性の程度であり、その程度は、労使紛争の頻度、労働者の自己都合の欠勤率・離職率・経営参加の程度などの統合指標として示される。また、 E は競争圧力であり、 x は投資などその他生産性上昇に影響する要因である。図7の $y-y$ 線は E と x を一定と想定した場合の社会的統合と生産性上昇率との関係を示したものであり、社会的統合性が高いほど生産向上率が高くなり、社会的統合性が崩壊すると生産性上昇が小さくなるかマイナスになることを示す。また、

注(14) Sydney Weintraub, Keyes, *Keynesians and Monetarists*, University of Pennsylvania, 1978ほか参照。

競争圧力 E の増加はこの $\dot{y}-\dot{y}$ は上方にシフトさせるように働くであろう。他方、賃金をはじめとする名目分配所得の上昇率は、他の条件が同じであれば、社会的統合性が崩壊するほどむしろ大きくなりがちである。すなわち(9)式と図の $\dot{w}-\dot{w}$ 線のようにあるところまでは、どちらかといえば右下がりになると考えられる。

$$\dot{w}=h(I, E, x) \quad (5)$$

$h_I < 0$ (\dot{w} は I の減少関数である)。

このような関係を想定した上で、ワイントラップ等が重視する周知の(6)式⁽¹⁵⁾を用いて社会的統合の程度と物価上昇率の関係を示すと、(7)式ようになる。

$$\dot{p}=\dot{w}-\dot{y}-\dot{\alpha} \quad (6)$$

$$\left. \begin{array}{l} \dot{p} : \text{物価上昇率} \\ \dot{w} : \text{名目平均賃金上昇率} \\ \dot{y} : \text{労働生産性上昇率} \\ \dot{\alpha} : \text{分配率の変化率} \end{array} \right\}$$

すなわち(6)式に(4)式と(5)式を代入すると

$$\dot{p}=f(I, E, x)-h(I, E, x)-\dot{\alpha} \quad (7)$$

この式の \dot{p} は単位コスト上昇率であり、分配率 α 一定の想定のもとでは物価上昇率である。図8では、物価上昇率 \dot{p} は $\dot{w}-\dot{w}$ 線と $\dot{y}-\dot{y}$ 線の差であり、 $\dot{p}-\dot{p}$ 線がその大きさを示す。

この図が示すように、社会的統合性の高い経済では生産性上昇率が大きく物価は安定的であるが、社会的統合性が崩壊すると生産性上昇率は小またはマイナスとなり、物価上昇率は大きくなってスタグフレーション現象が生ずることになる。もちろん、このモデルは封鎖経済を想定した上に、賃金と生産性を左右する要因のうち社会的統合性という社会的要因だけに注意を向けた、あまりにも単純化されたモデルであるが、このような関係がもし存在するならば、社会的統合の崩壊がスタグフレーションの国内的要因の一つであるといえる。実証的裏付けは今後の課題であるが、各国の実情をみても、ストライキが少なく、何らかの形の経営参加および政策参加と労使間の協力関係が発達している西ドイツ、オーストリア、ノルウェー、日本でスタグフレーション現象があまり深刻でなく、社会的統合が低落していると思われるイギリスやイタリアでスタグフレーション現象が顕著であることは、参加システムが機能して社会的統合性の高い国ではスタグフレーションを免れやすいことを示唆している。

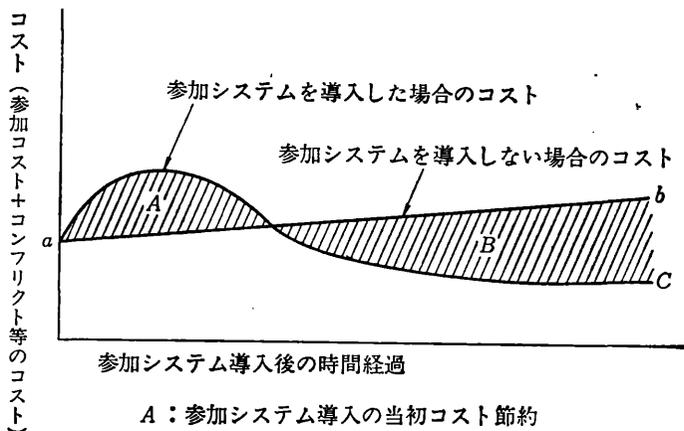
参加システムはこのほか今日の先進諸国の非市場経済決定にかかわる困難な諸問題解決あるいは緩和に役立つことが期待される。

注(15) この式は国民所得が賃金と利潤だけから構成される封鎖経済下の想定のもとで、労働分配率一定のときには、物価上昇率が名目平均賃金上昇率と労働生産性上昇率との差になることを示す。

7. 参加システムの問題点

勿論、参加システムを導入すればこうした難問が解決されるというのではない。市場システムにも代議制民主主義システムにも欠陥や難点があるように、参加システムにも欠陥や難点がある。産業民主主義論者が指摘してきたように、①安易な参加は労働組合の団体交渉力や争議権のような対抗力機能をそこなうおそれがある。②利害対立の調整が困難でかえって経営や政策運営の効率性がそこなわれるし、運営等の参加コストも大きい。③参加した代表がその母体と団体のメンバーの意志や欲求を反映するとは限らない。④政策参加の場合には、議会民主主義の権威がそこなわれる、といったような諸々の問題があるが、①は労組等の対抗力が強力かつ安定的になった社会ではかつてのような心配はない。④は、参加システムが議会にとって代るのではなく、これを補完するのであり、さもなくば官僚や議会の舞台裏で行なわれるであろう非民主的決定にとって代るのであるから、むしろ民主主義の拡大というべきであろう。②③に関しては、たしかに参加システムが定着して有効に機能するまでには問題が生ずるであろう。とくに参加システム導入期には図8のように参加システム導入の当初コストが大きいので、参加コストとコンフリクトなどによって生ずるコストの総計は、参加を導入しない場合のコンフリクトなどによるコスト（ $a-b$ 線）を上回るが、やがて情報・学習効果、統合効果などがあらわれる上にコンフリクトが少なくなるので、参加コスト・プラス・コンフリクト・コストの総計は低下して、参加システム導入後の総コストのほうが小さくなることが予想される。この点を認識しないと、参加システム導入当初に、②、③のような参加にたい

図8 参加システム導入後のコスト



A : 参加システム導入の当初コスト節約

B : 参加システム導入によるコスト節約

(主として紛争の減少、よきコミュニケーションや学習によるコスト節約)

する否定的見解が生じやすい。議会民主主義システムと市場システムが定着するのに長い時間がかかったように、第三の決定システムの参加システムも一朝一夕に定着して成果を挙げると期待するのは楽観的であるが、少なくとも参加システムは今日の先進諸国の混迷を救う一つの希望であるといえよう。

（中央大学経済学部教授）